

# 令和2年度 第5回

## 江別市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時：令和3年7月2日（金）午後4時27分～午後7時17分

場 所：大麻公民館 2階 研修室2号

出席委員：7名

石黒匡人（委員長）、星優子（副委員長）、藤本直樹、高川一伸、藤田くみ子、  
瀬尾洋介、吉原七海

欠席委員：1名

成田騎信

事務局：5名

金子生活環境部長、齊藤生活環境部次長、  
大橋市民生活課市民協働担当参事、田中市民生活課市民協働担当主査、  
佐藤市民生活課市民協働担当主事

傍聴者：2名

次 第：1 開会

2 議事

（1）各章・各条項の現状評価と課題について

（2）これまでの検討結果の確認について

3 その他

4 閉会

石黒委員長	<p>第5回自治基本条例検討委員会を始めます。</p> <p>さっそく次第2「議事」に入りますが、本日は、まず残りの第8章から第11章までを検討し、その後、提言書の作成に向け、これまでの第1回から第4回までの審議内容について確認していただき、検証を行いたいと思います。</p> <p>それでは、最初に第8章の住民投票の部分の検討に入りたいと思います。事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局 (田中主査)	<p>それでは、第8章について説明いたします。検討資料の第8章「住民投票」をご覧ください。</p> <p>まず条文についてですが、第26条では、住民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要な事項を、直接住民に問う必要が生じた場合には、間接民主制を補完する制度として、住民投票を行うことができることを定めており、第2項では、議会及び市は、住民投票の結果を尊重することとしています。</p> <p>また、第3項では、市民の意思をより適正に反映するため、住民投票を行うための手続きや投票資格などは、対象となる事案ごとに別に条例で定めることとしています。条文に関する説明は以上となります。</p> <p>次に、住民投票に関する平成29年3月の検討委員会の提言内容としましては、「住民投票や地方自治法に規定されている直接請求については、市民にとってなじみの薄い制度であることから、解説書において、その手続きなどを分かりやすく記載する必要があります。」との提言がありました。</p> <p>次に、この提言を受けての市の取り組み事例について説明します。条例の解説書の17ページをご覧ください。</p> <p>中段の「※参考」以下になりますが、住民投票の実施を住民が求めるには、直接請求により、住民投票を行うための条例の制定を市に求めるという方法が想定されることから、このとおり直接請求権の種類についての一覧表を記載しました。取り組み事例については以上となります。</p> <p>次に、第8章に関連するアンケート項目について説明します。アンケート報告書の5ページをご覧ください。</p> <p>問28「自治基本条例の解説書に、住民投票や直接選挙の制度について、分かりやすく記載されていると思いますか。」という設問ですが、ここで訂正があります。設問の文章では「直接選挙」となっておりますが、正しくは「直接請求権」の誤りですので訂正いたします。</p> <p>この設問に対する回答として、「思う」が71.9%、「思わない」が19.6%となっており、解説の記載内容については一定の評価を得られていると考えております。なお、こちらは今回新たに設けた設問ですので、4年前のアンケートとの比較はありません。</p> <p>次に、31ページをご覧ください。問28での選択の理由について列挙していますが、「思わない」を選択した方の中では、たとえば、「表現がむずかしく、わかりにくい」、「重要事項がどのような事項なのか具体的に書いたほうがよい」、「他市の具体例を知りたい」などの回答がありました。アンケートについては以上です。</p> <p>検討資料にお戻りください。中段右、市の自己評価ですが、当市において、現在までに住民投票を実施した事例はありませんが、今後、市政に関する重要事項について住民の意思を直接確認する必要がある場合は、本条例の主旨に則り、住</p>

石黒委員長	<p>民投票を適正に執行して参りたいと考えています。</p> <p>以上で、第8章「住民投票」についての説明を終わります。</p> <p>ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見やご質問がありましたらご発言をお願いします。</p>
藤本委員	<p>事務局からのご説明にあったアンケートについての確認ですが、アンケートの調査票自体の表記で、直接請求とか直接請求権ではなく、直接選挙と表記し、そのまま実施されてしまったという理解でよろしいでしょうか。そうであれば、その「思う」、「思わない」という部分を、このスコアどおりに捉えていいのかどうかというところがやや疑問ですし、アンケート自体にミスがあったのであれば、ここは、触れるべきか触れないべきか、やや判断が難しいというふうに個人的には感じます。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございました。たしかに、十分理解できたかということでは疑問が出てきてしまう面があります。評価をどうするかというところでチェックを付けておかなければいけませんね。アンケートとしてはもうどうしようもないので、今後についてということですが、</p> <p>他にご意見等ありませんか。</p>
高川委員	<p>第3項において「それぞれの事案に応じ、別に条例で定める」ということになっているわけですが、住民投票自体は滅多にあるものではないと思いますので、この条項自体はこれでいいのではないかと思います。</p> <p>いずれにしても、どのような形で住民投票が必要になるかということは、なかなか見えないと思います。江別市にとって、住民に直接問わなければならないような相当大きい問題について、こういった住民投票が必要になるのだと思います。</p> <p>ですから、特に今どうこうということではありませんが、今後どのようになるかということの研究をしていくことが必要ではないか。今の時点で言えることはこれくらいかと思います。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございました。他にご意見等ありませんか。</p>
瀬尾委員	<p>住民投票自体が直近であるわけではないので、あまり急ぐ必要はないとは思いますが、アンケートの「思わない」の意見を見ていて、「表現が難しい」とか「分からない」という意見が多いと感じたので、対象となる人にとってもう少し分かりやすくすると、「思う」の割合も高くなって投票率も上がると思うので、そのあたりを意識したらいいのかなと思いました。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。関連するかどうかは分かりませんが、前回の検討委員会で、条文自体がどういった感じがイメージできない等の意見があって、それで解説等で分かりやすくするという事で改訂されたのですが、これでそういった意見を出された方々のニーズに応える形になっているのかというところが引っ掛かっています。</p>

地方自治法でこういうことが想定されるという例として出しているのは、条例の制定・改廃の請求が問題ですよね。直接請求のことを知りたいわけではなくて、住民投票ができるという制度になっていて、条例を作るということになっているけれども、たとえば、ある市民がこれは大きな問題だから住民投票をやってもらいたいと思ったときにどうしたらいいのか、まったくイメージできないということが出発点だったと思います。

したがって、先ほどのお二人の指摘と連動すると思いますが、たとえば、核のごみの件ではどういったやり方だったのかははっきり分かりませんが、実際に行われた例とか、市民の側が発案し、動き出して住民投票までいくというプロセスの一つが、この条例の制定・改廃の請求ということだと思っております。

ですから、他の3つを挙げられても、これで分かる人はこれが無くても分かるわけで、逆にたくさん書いてあって、かえってよく分からなくなるのではないかとという危惧があります。

ただ、アンケートによると「分かりやすい」という声が結構多いので、それも杞憂なのかもしれませんが、そのへんを分かりやすく、求めている人のニーズに応えるにはどのようにしたらいいのか、よりそれに合うような形で工夫していただければと思います。

これをさらに改訂するというところまではいきませんが、こういった解説書ではなく、たとえばパンフレットのようなものを作ることがあれば、その時にということでもいいのですが、さらに工夫をしていただければと思います。

他にご意見等ございませんか。

藤本委員

具体的な意見や提案というよりは、感想じみた言い方になってしまいますが、解説書17ページの議論になっている部分については、やはり狙いが少し分かりにくい。一般の方々よりは、このような文言を読み慣れている立場のつもりですが、それでも私にとっては狙いが分かりにくいので、ここはやはり、条例自体を変える必要は薄いのかと思いますが、解説書の第8章のあり方について、少し再考を要すると感じます。

具体的に申し上げますと、17ページの第3項「住民投票を実施するときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする」という項目の説明として、解説に書かれていることのほとんどは、一般論として、地方自治制度では間接民主制に基づいて云々ということが書かれていますし、その次の段落では、議会及び市は住民投票の結果を尊重すると書いてあります。

これはその通りなのですが、たぶん一般の市民や、これを読む人が知りたいと思うポイントというのはそこではなく、住民投票を実施するときには別に条例で定めると書いているけれども、たとえばどういうケースが当てはまるか、どういう条例に基づいて実施できるのか、できないのか、そういう全体の流れというか、スキームが例として書かれていたほうがいいでしょう。

「※参考」というところの「住民から住民投票に関する条例の制定を求めるには、地方自治法に基づく直接請求などの方法が想定されます」というのも、条例の制定が必要で、条例を制定したいと思っている人にとってはこの説明でいいのかもしれませんが、多くの市民にとっては、住民投票に関する条例の制定をしたいから解説書を読むという流れにイメージが結びつかないですし、石黒委員長が言われたように、直接請求権の中でも、該当するのは一番左側でしょうから、全体と

<p>事務局 (金子部長)</p>	<p>して、誰に対して何を言いたいのか、この解説書では十分に感じられにくい。 では、どうすればいいかというアイデアまでは持っていないのですけれども、率直にそういう感想を持ちました。</p> <p>皆さんご指摘のように、住民投票が身近に行われたというケースはなかなかなく、江別市では一度もないのでイメージしづらく、我々もなかなか想定できないということもあり、一般論的な書き方になっているという状況で、イメージしづらい説明になっていますし、直接請求のことしか書かれていません。</p> <p>全国的に行われている住民投票というのは、直接請求で住民投票条例ができて住民投票が実施されたり、または市民の機運の盛り上がりがあって、市長の判断で条例を制定して住民投票を実施したり、あるいは直接請求の結果、条例が提案され、それが議会で否決されるケースもある。</p> <p>直接請求や市長の判断によって条例が提案され、議会で可決され、その後に住民投票の手続きに入っていく。そういったイメージができる図解のようなものがあればいいのではないかと思います。</p> <p>いずれにしても、文字だけの説明では分かりづらいので、直接請求だけではなく、どういう場合に住民投票が想定されるかということも、もう少し分かりやすくなるように検討させていただきたいと思います。</p>
<p>高川委員</p>	<p>「※参考」の部分は、別に条例で定めるということで、条例を定めるに至るまでのプロセスのことだと思いますけれども、条例が提案されるまでには、たとえば市長が提案する、議会在案する、そして直接請求に基づくもの、結果的にはどちらかになるんですが、おそらく出発点は3つくらいあると思います。</p> <p>日本ではそういう流れがあるけれども、地方自治法第74条に基づく条例の制定・改廃の住民側からの請求という方法もあるということを書いてはどうかと思いました。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございます。多くの市民に分かりやすくしなければなりません、この解説書の中でそれをしようとするか、もう一つ市民のための解説というような形で作るのかということも考えた方がいいですね。</p> <p>この解説書を、全ての市民が分かるように全部やろうとすると、かなり増やさなければならぬし、書き方もかなり変えなければいけないと思います。逆に、市の職員がこの条例に基づいて仕事するときには、厳密にやらなければならない部分とか、少し視点が違う部分もあります。</p> <p>藤本委員と同じく、私も具体的にこうしたらいいというアイデアはないのですが、この解説書の中に全部入れるか、別のものを作って、併せてセットで理解してもらおうという方法にするかということを考えて、改訂版を作るとか、新しいものを作るとか、修正するといったことを考えていただければと思います。</p> <p>その他、解説のことだけでなく、住民投票の条文についてご意見等ございますか。北海道でも住民投票が話題になってきている時期でもありますし。</p>
<p>星副委員長</p>	<p>先ほどご説明があったように、図解にするのが見やすいと思います。フローチャートのような感じで、たとえば、こういうことに疑問があったら、こっちに持っていくって、それが最終的に住民投票といった形になっていくというような、分</p>

<p>石黒委員長</p>	<p>かりやすい図解が必要だと思います。</p> <p>それを自治基本条例の条文の中に取り入れるというのは非常に難しいことで、大分前から一人で言っていますが、分かりやすい言葉、市民にとって取り入れやすい言葉を使った、砕けたという言葉はいいかどうか分かりませんが、この解説書も非常に分かりやすくなってきていると思いますが、条例自体が非常に硬いので、それをもっと市民向けにできるようなパンフレットや小冊子みたいなものを、一般の方々の目に触れやすい所に置いていただけると、非常に分かりやすいのではないかと思います。</p> <p>ありがとうございます。実際に住民投票をやっているところはほとんどないとは思いますが、ないとも限りませんので。</p> <p>他にご意見等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>それでは、住民投票については、ひとまずここまでといたします。後ほど、第11章の検討が終わってから、今日の分をまとめて確認しますので、ご意見等が出てきましたら、そのときにご発言いただければと思います。</p> <p>続いて、第9章「他の自治体等との連携及び協力」についての検討に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (田中主査)</p>	<p>それでは、検討資料の第9章「他の自治体等との連携及び協力」をご覧ください。</p> <p>まず条文についてですが、第27条では、各自治体共通の課題や、市の区域を超えた広い範囲における課題を解決するため、他の自治体や関係機関と相互連携、協力を努めることとしています。</p> <p>第2項では、江別市単独での対応が難しい課題の解決について、北海道や国に対し、連携、協力、適切な措置を講ずるよう提案することとしています。条文に関する説明は以上となります。なお、第9章に関する提言はありません。</p> <p>取り組み事例についてはご覧のとおりとなっております。なお、下から2番目の「札幌広域圏組合」については令和元年度に解散しており、その下の「さっぽろ連携中枢都市圏」が、新たな広域連携として取り組みを始めています。</p> <p>取り組み事例については以上となります。なお、第9章に関するアンケート項目はありません。</p> <p>次に、市の自己評価についてですが、当市では、従来から様々な場面において、国や道、他の市町村、その他の関係機関との連携を図っています。今後も、自治体や産学官の枠にとらわれることなく、適宜、関係機関との連携を取りながら、課題の解決に取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>以上で、第9章「他の自治体等との連携及び協力」について説明を終わります。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございました。では、第9章第27条に関してご意見、ご質問等ありますでしょうか。</p> <p>このように、色々と連携、協力しながら様々なことをやってきているということで、さらに推進していただければということではありますが、何か自分の関わ</p>

<p>藤本委員</p>	<p>っているところでネックになっていることや、お気づきの点などありましたらご発言をお願いします。</p> <p>一点だけ確認したいのですが、検討資料の主な取り組み事例の中の、市内大学、食品加工センターと連携した食関連産業の立地環境の整備について、これは他の自治体及び関係機関というところに入るのだろうかということで引っ掛かりました。この活動自体が問題というわけではなく、この項目に入るのかどうかということで、協働とか、そっちの方なのではないかと思ったものですから、ここに入っているのは、他の自治体も関わっているということなのでしょうか。</p> <p>事務局の方にお答えいただいてもよかったかもしれませんが、これはもう一つ上の道や札幌市と連携したフード特区にも関係していることなので、別建てに見えんと思いますが、ほぼ一体と考えていただいて、北海道大学や札幌市、北海道などと連携した取り組みのうち、江別市内にある大学や食品加工研究センターと連携したということを改めて書き出していると考えたほうがいいと思います。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございます。積極的にやっていることで良いとなるのかどうか、私も評価能力はないのですが、色々やっているし、この条例の規定があろうがなからうが、この時代やらざるを得ないという面もあると思います。</p> <p>他にご意見等ありませんか。</p>
<p>藤本委員</p>	<p>特に解説書に書き込むべきというような観点ではなく、市の自己評価の中に、「課題の解決に取り組んで参りたいと考えております」と書かれていて、このおりの表現で問題ないのですが、今、江別市が他の自治体との連携及び協力という点について課題がある、こういう点が今一つとか、今後の課題だと認識しているようなことがあれば、雑談レベルの話で構わないので、参考までに教えていただきたいと思います。</p> <p>たとえば、初めて出くわした新型コロナウイルスなのか、それはよく分かりませんが、色々な活動をされているというのは承知していますが、これから何を目指していくのかというのが、「課題の解決に取り組んで参りたいと考えております」と書かれてしまうと、じゃあ市の認識で課題とは何かということに繋がりがやすいので、もし何かあれば教えていただきたいと思います。</p>
<p>事務局 (金子部長)</p>	<p>課題はたくさんあります。ここで言っている課題の解決というのは、それぞれの分野において課題はあるわけで、市単独で解決に向けて進んでいくものと、連携したほうが解決しやすい分野というのがあると思います。</p> <p>直接的な答えにならないかもしれませんが、一つの例として、道新を取っている方は今朝の朝刊を読んでもらいたいのなのですが、公立夜間中学が令和4年度から札幌市に設置されることになったのですが、お年寄りから若い人まで、中学できちんと勉強をすることができないまま成人を迎えて今の年齢になったという人がたくさんいて、それが一つの課題となっています。しかし、市町村がそれぞれ公立夜間中学を設置して、学びの遅れを取り戻すために入学できますとしたときに、小さい市町村だと一体どれくらいの人がそこを利用できるのかという問題があって、公立夜間中学というのは課題として認識されいながら、全国的になかなか設置が進んでこなかったのが現状です。</p>

藤本委員	<p>今回、さっぽろ連携中枢都市圏という制度を使って、大都市である札幌に公立夜間中学を設置し、連携中枢都市圏に参加している市町村の住民はそこに入学できるという内容で覚書を交わし、利用できることになりました。それを踏まえて、江別市の教育委員会でもホームページで、公立夜間中学への入学に興味のある方はお問い合わせくださいとの説明をしています。</p> <p>そういった取り組みというのは、今までなかなかできなかったことであり、それぞれの市町村が抱えている課題が、広域で連携しながら取り組んでいける良い一例だと考えております。</p> <p>この文章だけを読んで、一つか二つのピンポイントの課題を指しているのかと誤解した面があって先ほどの質問に繋がったのですが、部長からお話のあったとおりであれば、たとえば「市民自治に関わる様々な課題の解決に取り組んで参りたいと考えております」というニュアンスで捉えればいいということですね。ありがとうございます。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。他の自治体等との連携・協力に際しての課題の解決なのかなと思ってしまいますね。色々な課題があって、連携・協力しながらそれを解決していくということです。</p> <p>他にご意見等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>それでは、第9章についても、後ほど第11章が終わった後に、全体を通じてもう一度確認する際に、ご意見やご質問がありましたら出していただければと思います。</p> <p>次は第10章「市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (田中主査)	<p>それでは、検討資料の第10章「市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価」をご覧ください。</p> <p>まず条文についてですが、第28条では、市民自治によるまちづくりに関する施策や制度が、この条例の趣旨に沿って実施されているかを評価し、必要に応じて、施策や制度の見直しを行うための仕組みづくりに努めることとしています。</p> <p>また、第2項では、施策の評価にあたり、市民の意見が適切に反映されるよう努めることとしています。条文に関する説明は以上となります。</p> <p>次に、第10章に関する検討委員会の提言内容としましては、「市民によるまちづくりに関する評価は、これまで行政評価外部評価委員会や毎年行うまちづくり市民アンケート、附属機関等への市民委員の登用やパブリックコメントといった市民参加などさまざまな方法で行われています。今後においても、市民参加条例第12条に基づく市民参加の状況の公表の際は、条例上の手続きが適正に行われているかの点検結果も併せて公表するなど、より適切で、有効な評価ができる手法や仕組みについて検討していくことが必要であると考えます。」との提言がありました。</p> <p>次に検討資料中段、この提言を受けての市の取り組み事例については、ご覧の</p>



	<p>とおりになっています。</p> <p>2番目の「事務事業評価表」については、参考として別添資料①と②をお配りしています。①の評価版は、前年度の事務事業の実績、成果について記載しています。②の改革版は、次年度の事業内容等について記載しています。これらは市の主な事務事業について毎年度作成し、ホームページ等で公表していますが、今回は市民生活課市民協働担当の平成31年度の評価版と令和2年度の改革版を一例としてお配りしています。</p> <p>3番目の「まちづくり市民アンケート」については、別添資料③としてアンケート回答の集計表をお配りしています。</p> <p>そして、一番下の「市民参加状況の公表」については、第3回委員会で令和元年度の「市民参加実施状況」をお配りしておりますが、提言を受けての新たな取り組みとして、平成29年度より別添資料④のようなチェックシートを追加して公表しております。取り組み事例については以上となります。なお、第10章に関するアンケート項目はありません。</p> <p>次に、市の自己評価についてですが、本章に規定する「市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価」については、条例の主旨のとおり適切に遂行していると考えております。</p> <p>以上で、第10章「市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価」についての説明を終わります。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございました。確認ですが、別添資料①と②は、毎年度、市役所の全事業について、こういった形で評価しているということでしょうか。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>全事業ではないのですが、主要な事業について、毎年度、評価版と改革版として2回行っています。</p>
石黒委員長	<p>その事業の選別というのは、どこがやっていますか。各部署が自分のところの主要な事業はこれとこれだと選んで、それについて評価を行うということでしょうか。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>事業の内容や予算額によって変わってきます。管理経費のようなものは入っていませんが、市民協働推進事業のように推進していくような事業は入っています。</p>
石黒委員長	<p>それは市役所の中で基準が決まっていて、それに当てはまる事業を、それぞれの部署が評価するということですか。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>はい。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。それからもう一つ、別添資料④のチェックシートは新しく始めたということですが、これは全部署に毎年度行ってもらうように始めたということでしょうか。</p>

事務局 (大橋参事)	市民参加を行っている全部署に対して、毎年度、ちゃんと行っているかということで、チェックシートで確認していただいています。
石黒委員長	市民参加を行っている部署というのは。
事務局 (大橋参事)	主に附属機関等、パブリックコメント、市民説明会、ワークショップ、アンケート調査等、市民参加を求めた事業がある部署に対してお願いしています。
石黒委員長	ありがとうございました。この検討委員会は、第28条の「市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかについて評価し、必要な見直しを行うための仕組み」として設けられているという理解でよろしいですね。
事務局 (大橋参事)	そのとおりです。
石黒委員長	そして、必要な見直しなどについては、次の第29条の「4年を超えない期間ごとに」行うということですね。
事務局 (大橋参事)	はい。
石黒委員長	他にご意見等ございますか。ずっと参加して行ってきたことについて、もっとこうしたほうが良いのではないかと、あるいは、こういったことも併せてやる必要があるのではないかとといったことでも結構ですが。 確認ですが、取り組み事例の中の行政評価外部評価委員会というのも挙がっていますが、そこでも自治基本条例あるいは市民参加、市民協働など自治基本条例で規定している内容のある部分については評価をしているという理解でよろしいでしょうか。
事務局 (大橋参事)	行政評価外部評価委員会は、令和元年度からは行政改革推進委員会に統合されていますが、第6次江別市総合計画後期に係る行政評価を実施しているものです。
石黒委員長	その中には、第10章に該当する部分も入っているという意味ですか。
事務局 (大橋参事)	はい、そうです。
石黒委員長	もう一点、これは次の条項にも関係してきますが、4年を超えない期間ごとということで、この委員会は第3期ということですが、江別市での条例制定過程での市民懇話会で、どのような議論があったかは把握していないのですが、他の市の検討委員会等でよく出る意見として、常設的なチェック機関が必要ではないかという意見を持っておられる方が、大抵いらっしゃいます。

しかし、色々な委員会や審議会などを次々に設置するというのは、市としても負担になりますし、新たな部署を設置ということも事実上なかなか難しいということで、だいたいは常設的なものは置かず、多くの自治基本条例では一定期間ごとに一度は行うこととして終わっていると思います。

ただ、そうではあっても、それに向けて常時的に取り組んでもらいたいという思いがあります。たとえば、今回もそうでしたが、以前、星副委員長から資料が多いという意見がありましたが、始まる段階で全部セットされているという形ではなく、次々に出てくるわけですね。そうすると、通し番号もよく分からなくなってくるわけです。

でするので、この時期にやらなければいけないとすると、この時期には検討委員会を立ち上げなければいけない。アンケートについても、アンケートを行って分析した結果をもって委員会が始まる。今回の委員会が終わって提言書を提出したら、そこから次の検討委員会に向けて始まるというようなタイムスケジュールで進めていただきたい。

これだとゼロから始めるのではなく、蓄積されているので、このように作られた資料に新しいものだけを毎年加えていけば、最後、実施するという時にすぐ資料を準備できる。もちろん、その時その時で変化があるので、新しい資料や必要なものは出てくるでしょうし、委員会が始まれば、委員から別の資料を求められることも当然あるでしょうから、そういった追加はどうしても必要になりますが、市役所サイドとしてこういう資料で検討してもらおうというのは出発点としてできると思います。もっとも、言うは易しで、なかなかそう簡単にいかないというのは想像できますが。

そういう意味で、4年を超えない期間ごとに行うということではあるけれども、内部的には、毎年行うくらいの感覚で、その最後が4年目という形で行っていただければとは思っています。

たとえば、アンケートも最初の段階で手元があれば、最初の部分の検討でもアンケートを見ながら検討できるのですが、途中からになってしまうのが残念だということもありますので、できる範囲で、そういった形で取り組んでいただければと思います。

他に、皆さんこれまで参加してきて、こういったことがあればいいのではないかと、あるいは別の仕組みがあったほうがいいのかといったことがあれば。新しく市民参加手続きチェックシートの導入など、どんどん工夫されていることは良いことだと思いますが。

高川委員

外部評価委員会について、行政改革推進委員会に統合したとの記述がありますが、まずこの外部評価委員会は毎年行っていたものでしょうか。外部評価委員会を何年に一度開催したとか、過去には数年に渡って実施したということもあったと思いますが、行政改革推進委員会に統合したことによって、回数が減るとか、そういったことはあるのでしょうか。

外部評価委員会のときは継続的に行っていたけれども、継続的に実施するような仕組みにしたほうがいいのかということもあると思いますので、外部評価委員会がどうだったかということと、回数が減るようなことがあれば、元に戻したほうが良いのではないかとということです。

<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>行政改革推進委員会は総合計画の見直しの際にできたものだと記憶していますが、今後、第7次総合計画作成に向けて開催していくものと思われます。回数的には変わらないと思うのですが、確認していないので。</p>
<p>事務局 (金子部長)</p>	<p>補足ですが、外部評価委員会から提言があって、外部評価の仕組みでは、総合計画の政策ごとに、多くの事業を対象に審議していたのですが、それでは1本の事業に当てる時間が大変短いという意見があり、もっと1本の事業に着目して、時間をかけて審議すべきという結果を踏まえて、行政改革推進委員会に統合した際に、現在の総合計画の未来戦略では3本の戦略になっていて、毎年度、少ないけれどもピンポイントで重要な事業を選定し、それについてじっくり時間をかけて評価を行おうという意見を受けての見直しだったと聞いております。</p>
<p>高川委員</p>	<p>ですので、対象となる事業数は少なくなっていますが、時間はそれほど変わらず、じっくり審議できるような方向性になっていると考えています。</p>
<p>高川委員</p>	<p>それは総計時の外部評価委員会のやり方で、行政改革推進委員会ではやり方自体がどの程度変わっているかということです。事業を絞るのはいいのですが、全体として減るのは避けたほうが良いのではないかという意見です。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>今の説明では、対象事業は絞っているけれども、トータルでかけている時間は変わっていないというお話でした。</p>
<p>事務局 (金子部長)</p>	<p>核となる事業に焦点を当てて、その戦略の全体を審議するという考え方です。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>高川委員の危惧は、それによって評価や検討が、ある部分では濃くなるかもしれませんが、逆に外れる部分もたくさん出て、回数も減ってということになると、適切でない部分も出てくる危惧があるということでしょうか。これは今後進めていく中で改善や変更があるかもしれませんが。</p>
<p>事務局 (金子部長)</p>	<p>外部評価の現在のやり方について、前のやり方とどのように変わったかということに関して、資料を作って後日お送りしたいと思います。</p>
<p>高川委員</p>	<p>先ほども言いましたが、回数を減らし、内容を絞ることによって、全体として機会が減るのは如何なものかということでした。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございました。他にご意見等ございませんか。  (なし)</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>それでは、第11章が終わりましたら、もう一度全体を確認というところで、ご意見等があれば出していただければと思います。 それでは、第11章「条例の見直し」に進みます。これについて、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (田中主査)</p>	<p>それでは、検討資料の第11章「条例の見直し」をご覧ください。</p> <p>まず条文についてですが、第29条では、まちづくりの最高規範として、市民に関心を持ち続けていただくとともに、時代や社会情勢の変化に対応するために、4年を超えない期間ごとに、条例が目的を達成しているかどうかを検討し、必要な場合は条例の見直しを行うこととしています。</p> <p>なお、見直しの期間については、一定程度継続した期間が必要であるとともに、市長や議員の任期中に1度は見直しができる機会を設ける上から、4年を超えない期間としています。</p> <p>条文に関する説明は以上となります。なお、第11章に関する提言はありません。</p> <p>取り組み事例については、自治基本条例検討委員会での検証となっています。なお、第11章に関するアンケート項目はありません。</p> <p>次に、市の自己評価についてですが、本章に規定する「条例の見直し」について、平成24年度及び平成28年度に自治基本条例検討委員会を設置して条例の規定や取り組み状況について検証しており、条例の主旨のとおり適切に遂行していると考えております。</p> <p>以上で、第11章「条例の見直し」についての説明を終わります。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございました。では、第11章について、ご意見やご質問がありましたらご発言願います。</p>
<p>藤本委員</p>	<p>事務局からご説明いただいた内容について異論があるわけではございません。先ほど石黒委員長が提起された内容と少し連動して、私の感想を申し上げます。</p> <p>4年を超えない期間の根拠については、ご説明のとおり、市長や議員の任期が4年だから、それを超えない範囲で1回は見直そうというのは納得感のある説明でした。</p> <p>基本的に、4年に1度は見直していくわけですから、たとえば、今年度のこの委員会が無事に閉じて、提言書がまとまったら、次の4年後に向けて走り出していくべきだと思いますし、その4年間のタイムスケジュールについて、状況によって多少の変更はありますが、大まかな段取りはあらかじめイメージしておくことは必要だと思います。</p> <p>どうしても、3年経過した年度の途中から職員が慌てだすということになりかねないので、4年間の中でどういう段取りでやっていくのか、どういう情報を集めていくのかということが明確になれば良いと思いました。</p> <p>それと同時に、委員に委嘱されて初めて関わる、意見を言う、助言する、それしか手段がないのはもったいない気がしています。</p> <p>第3回のときにアンケートについて申し上げた記憶があるのですが、たとえばアンケート調査を行うとき、アンケート票の設計段階から相談していただければ、あまり社会調査として良くない設問は訂正したり、あまりにも問題数が多すぎるときなど適切なアドバイスができるかもしれないので、委員会の委員とは別に、次の4年間に向けて、アドバイザリーボードのような何か助言を貰えるような有識者や関係者をあらかじめアサインしておいて、必要に応じて相談や助言を受けられる仕組みとともに、市の職員は2年から3年で人事異動がありますし、幹部の方々は1年や2年で異動することもあるので、4年間のタイムスケジ</p>

石黒委員長	<p>ルールをある程度固めておけたら、慌てずにしっかりとした準備ができるようになるということで、私も石黒委員長の意見に同感です。</p> <p>ありがとうございます。こういう仕組み、アンケートを行う中での新しい提案、見直しや検討、評価についても、連携・協力によって行うということで、具体的な提案がありました。</p> <p>かなり有意味で、実現もそれほど難しくない提案だと思いますし、ありがたいお申し出もあったようです。</p> <p>他にご意見等ございませんか。4年を超えない期間と条例が定めている趣旨は先ほど説明していただいております、他の市もだいたい4年や5年という条例になっているところが多かったと思います。前回の提言書があって、今回我々が4年を超えない期間で行っているわけですが、4年ごとでは短すぎて大変ではないか、逆に4年は長すぎるのではないかと、世の中変化の速い状況において、4年ごとでは駄目だとか、それで即、条例を改正せよとまではいかないにしても、将来、大幅改正のときには、それも含めて検討したほうがいいのか、そういったご意見やご感想をお持ちの方はいらっしゃいませんか。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>それでは、第11章もここまでということで、本日は第8章第26条から第11章第29条までご検討いただきました。これで全条文の検討が終わったということですが、本日の部分、今までの部分も併せて、思い出したこと、新しく浮かんだことなどありましたらご発言いただきたいと思います。</p> <p>引き続き、前回まで検討した部分の条文等について、提言書をどうするかというところに入っていきますので、そこで結局は他の条文についても触れますが、今この部分で連動することなど、もしあればご発言願います。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>それでは、第26条から第29条までについて、本日のところは終わりいたします。</p> <p>続きまして、議事「(2) これまでの検討結果の確認について」に進みます。机上に当日配布資料「自治基本条例検討委員会 審議の概要」が配布されていますが、こちらは事前確認のため配布されたものと同じでしょうか。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>事前に配布して確認していただき、一部修正がありましたので、修正した最新版をお配りしています。</p>
石黒委員長	<p>それでは、この資料に基づいて、提言書の作成に向けて、各条項について確認、検討していきたいと思っております。</p> <p>まず1ページ目「条例の認知度」について、出てきた意見をまとめています。このまとめについて、一度確認していただいておりますが、改めて読んでみて疑問に思ったことや、他の委員の発言も含めて、何かご意見等ありましたらご発言願います。</p>

<p>星副委員長</p>	<p>私自身が確認したときは、こんな発言はしていないということはないですけど、どういった文脈で発言したのかよく覚えていないとか、ここまで強く発言したつもりではなかったという部分もありました。</p> <p>認知度については、認知度を上げることは必要だが、ただ上がるだけでは意味がないというのは多くの方の意見だったと思います。また、職員の認知度についても出ていたと思います。</p> <p>星副委員長からは、先ほどもありましたが、分かりやすい表現という指摘がありました。そういったことを意識しながら、より理解いただけるようにしていくといった議論があったかと思います。</p> <p>先ほど、石黒委員長や藤本委員が発言されていましたが、次にアンケートを行うときに、市民の理解度というか、市民が食いつく割合が少しでも上がっていないと、何のための検討委員会なのかと思ってしまいます。</p> <p>私の意見のほとんどは「分かりづらい」とか「取っ付きにくい」ということが非常に多いのですが、藤本委員が仰っていたように、今後アンケートを市民にお願いするときに、アンケートを見た途端、何だこれはと引いてしまうようなものだ、認知度ということで考えると、市民のものではない自治基本条例になってしまうのではないかと思うので、分かりやすく、引いてしまわないようなアンケートを作っていく準備も必要だと思います。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございます。他にご意見等ございませんか。ここに挙がっていること以外でも結構です。</p> <p>これで問題ないということであれば、ここに挙がっている内容を、全ての文章をそのままというわけではありませんが、提言書に載せることになります。ただし、出てきた意見については、別のところで全部載せることになります。委員会の提言としては、そのまま載るわけではなく、この内容をまとめた文章の形で原案を作り、皆さんにお諮りして決定するという流れになります。</p>
<p>高川委員</p>	<p>ここでの進め方について、この資料に載っている各条文について追加や修正をして、それをまとめて、それから提言書を作っていくという流れでしょうか。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>そうです、最初に説明しておりませんでした。</p>
<p>高川委員</p>	<p>認知度について、この検討委員会では、協働の認知度をどのようにして上げていくかということが一つの課題になっていることと、もう一つは、市が行ってきた協働のまちづくりの事業の評価について、成果が上がったとか、そういったことは市から説明を受けましたが、協働の意識をどのように市民に持ってもらうかということを提言に加えていくことになるとと思います。</p> <p>私としては、認知度に関わって、もう一度、自治基本条例の意義や意味といったことについて委員会として確認したという事実を作りたいと考えています。</p> <p>自治基本条例の意義ということでは、たとえば地方自治に関する法体系上の話をしますと、憲法に第92条から96条までに渡って定められていますが、それに基づいて地方自治法が制定されているということです。</p> <p>その地方自治法はどうかというと、地方自治全体の基本的なこととか、執行機</p>

関や議会といった権力構造のこと、財務に関することなど、ようするに統治の形を定めているということでもあります。

住民との関係では、先ほども話に出ましたが、条例の制定・改廃、首長の解職、議会の解散、そういった住民の一定数の署名を受けて行う直接請求と、個人で行う住民監査請求、住民訴訟があります。行政と住民との関係はその程度だということですね。

そうした中であって、地方自治をどのように作り上げていくかということについては法規上になかったため、自治基本条例ができたものと考えています。住民が何をすべきか、市が何をすべきか、その中でどういう地方自治を作っていくかということの規定しているのが、この自治基本条例だと思います。

その中で、協働という考え方は大変重要な、核とも言うべき考え方だと思います。そういった意味で、色々な地方自治の流れの中で、地域内で住民も含めたまちづくりをしようとする、その考え方が協働だということ、そこのところを確認したうえで、協働はこれだけ大事なもので、その認知度を高めるにはどうしたらいいのか。そういった文脈が、提言書を作るに当たって必要ではないかと考えています。

それと、地域振興の視点から見ると、戦後、国の補助を受けて道路、河川、橋梁、学校、廃棄物施設といったインフラ整備を進め、どんどん作り上げてきて、そうこうするうちに国も財政状況が厳しくなり、地方独自で進めるべきことがあるのではないかとということで、地方自治という動きが出てくる。その中で、住民自ら主体的に行っていくことがあるべきだという動きが出てくる。それが協働という考え方です。

そういった法体系以外の社会経済の状況の変化によって、今日の協働という考え方が重視されるようになってきた。そのように私は考えています。

そうであるがゆえに、協働というものが大事であり、その認知度を高めて多くの住民に知ってもらうことが必要だと思います。そして、主体的に、単に行政に要求するだけではなく、あるいは単に行政を批判するだけではなく、住民自ら動いてまちづくりをしていこうということだと思います。そこを確認したうえで、協働の認知度を高めましょうといったような文脈になるのではないかとということで、私は整理してみました。

石黒委員長

ありがとうございました。なかなか難しいお話でしたが、とにかく認知度を上げれば良いという話ではないが、やはり上げる必要はある。そのときに、そもそも自治基本条例とはどういうもので、何のために作られたのかということをしつかりと再確認する。そのときに核となるのは、やはり協働だということ踏まえて、認知度の問題に取り組んでいくべきだということですね。

藤本委員

私個人の意見を申し上げたいということではないのですが、1ページの「条例の認知度について」の各委員からの意見を改めて読ませていただきましたが、第3回の藤田委員のご発言で、認知度について、年齢別にクロス集計してみても、若い人の認知度は低い傾向にあったという記憶があります。

藤田委員に、もしアイデアがあれば教えていただきたいのですが、若い人たちに、自治基本条例や市民協働の活動に意識を向けてもらうためには何をすればよいか、私も日々悩みながら大学で仕事をしていますが、藤田委員のアイデアや、



<p>藤田委員</p>	<p>若い立場の吉原委員や瀬尾委員が、こういう条件があれば、こういう感じであれば活動しやすいというようなことがあれば、さらに具体的に言うと、最初の頃に思っていたことと今とでは意見が変わるかもしれませんし、提言書を書き起こすときの市の参考にもなると思いますので、雑な意見でもいいので、何かあればお願いしたいと思います。</p> <p>この場で、本当に専門性のある方、経験者の方の意見を、素晴らしい、レベルが高いと思いながら聞いていました。最初にもらった資料の中に、中学生向けの「江別市 市民自治によるまちづくり」という冊子があったのですが、これを見ると、自治を考えるのは、私たち経験のある大人より、若い中学生くらいから、江別市の行事、自治会の行事にただ参加して、自分が少しためになったとか、人の役に立ったという喜び、そういう簡単なことから関わってくるのではないかと思います。</p> <p>市民といっても、中学生、高校生、大学生は、未来を引き継いでもらう本当に貴重で大事な存在だと思います。未来のある若い人が、本当に簡単なことでいいと思いますが、自治会の行事に参加して、自分ができることをして喜びを感じるというこの冊子を見て、難しく考えないということを、ふと考えました。</p> <p>星副委員長のご意見で、堅苦しいと書いてありましたが、若い人の意見を取り入れてほしいと思います。アンケートを行うときも、アンケートを作る前に声をかける等して、若い人の中に入れて考えてほしいと思います。</p>
<p>瀬尾委員</p>	<p>藤田委員と意見が似ているかもしれませんが、僕自身が協働などについて知ったきっかけが、この自治基本条例検討委員会なのですが、最初、言葉だけ聞くと参加のハードルが高いと感じてしまったのですが、いざふたを開けてみると簡単なことから始められる。僕以外の学生も、認知度が低いというのもあると思いますが、参加のハードルが高いと考えている人もいると思うので、協働などについて知ってもらうのはもちろんですが、簡単なことでもできること、ハードルが低いということの認知度を上げることも大切だと思いました。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございます。アンケートについてのご発言もありましたね。回答した人が、どうなったかが分かるようにしてもらいたいということでしたが、参加したことに意義を感じられるようなやり方が必要だということだと思います。</p>
<p>高川委員</p>	<p>先ほど、自治基本条例について云々と大上段に構えたような言い方をしたのですが、自治会では、自治会活動そのものが協働に当てはまることがとても多い。足を引きずりながら広報を配るとか、腰が痛いのに花壇の手入れをすとか、そういったこと全てが協働に関わることなんです。</p> <p>そのときに頭の中で、そもそも協働とは何なのかということ整理したうえで関わっていかなければならないと思ったので、先ほどの発言となりました。</p> <p>ですから、自治会としては、そういったことにもし不満があれば、それは協働なんですよと話していくことになると思います。</p> <p>自治会の中でも行政に対する不満等が出てくるわけですが、そこを協働と絡めて説明していくということをやってきましたし、これからもやっていきたいと思っています。これは、分かりやすく伝えれば、協働の原点としてということでお</p>

	<p>話しています。</p> <p>提言書の文章を作るときには、特に自治基本条例の検討ということで、多少そういうことも必要だと思いました。</p>
石黒委員長	それを外したほうがいいとか、そういう趣旨ではないと思います。
高川委員	いずれにしても、分かりやすくすることが大事だと思います。
石黒委員長	<p>ありがとうございます。これには皆さん異論はないと思いますが、若い人たちも参加しやすくするということですね。</p> <p>若者だけの会議のようなものを行うというのもいいのかもしれませんが。ハードルが高いという感じにならないような名前と場所で。そのように、市民協働にしても、市民参加にしても、若い人たちが参加しやすい形で、色々と工夫していく必要があると思います。</p> <p>たしかに、アンケートを作るときに、若い人たちも一緒に入って考えるというのも、市役所にも若い職員はいるわけで、その職員が携わっているかもしれませんが、もっと若い人たちに入ってもらうのも大事かもしれません。</p> <p>他に、協働の部分については後で触れますので、足りない部分などあればそこで出させていただくとして、認知度の部分でご意見等ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>それでは、また全体の振り返りのときに確認しますが、ここで挙がっている内容と、ただいま出たご意見を踏まえて、提言書の文案を作り、またお諮りするということで、一旦この認知度の部分は区切らせていただきます。</p> <p>次に、2ページ目の総則の部分になりますが、まずは市民の定義のところについてはいかがでしょうか。色々ご指摘、ご意見、疑問など出されていた部分ではありますし、これは3ページ目の第2章のところにもかかってくるころでもあるかと思うので、そちらのほうにも関わってくるころでも限定しませんので、市民の定義関係で何かございますでしょうか。</p>
藤田委員	第1回の市民の定義のところ、江別市民といったらどこまで入りますかという質問で、江別市で働いている人で江別市に住んでいなくても江別市民という言葉していましたよね。
石黒委員長	この条例ではそうです。
藤田委員	市民の定義というのは、江別市民であれば小学生でも中学生でも市民という中に入りますよね。今、小学生でも議会を体験したり、新聞を読んでも小学生新聞などで記者の役割をして、小学生といえどもすごく良い意見を持っている。そういう人がいるのですから、この市民をもっと掘り下げて、一つの家庭を見ても、小学生の子どももいれば色んな年代の人がいるので、そこであれこれ話し合っって色々な意見も出ると思うんです。だから、そういうところの意見も大切にされた方が良くはないかと思っています。

石黒委員長	<p>ありがとうございます。それは市内に住所を有する者として入ります。普通に市民を考えるとときに出てくる内容です。それは成年だけではなくて、未成年ももちろん入っているわけです。</p> <p>高川委員の第1回での指摘のように、条例全体の中で見ると微妙な問題もありますので、将来的に大きな改正を行うというときには、ここをしっかりと再検討していかななくてはならない部分もあるとは思いますが。</p> <p>色々なところで市民という言葉が出てきて、場所によって想定している対象が違っていたりする。本当は、普通の条例でいえば、定義したら一貫していかなければおかしいということになります。</p> <p>ただ、この自治基本条例については、制定の過程で、自治体の運営に責任を負えるところは負うべきで、負えるのは住民なのだという意見の人と、まちづくりは住民だけではできないのだからということで、働いている人や関わりを持っている人たちも市民として、市民参加のまちづくりをやっていくための条例だからというぶつかり合いの中で、ある程度広く、どこまで広めるかは別として、というところはあるのですが、それが他の色々な条項との関係ではちょっとおかしいという部分がどうしても発生している。</p> <p>そういった意味で、今回の提言において市民の定義を検討して改正すべきだと、そこまでの意見ではないということで、これをしっかりと指摘をしておいて、将来的な改正の場合には考えるということです。</p>
高川委員	<p>文言、定義の話ですので、1か所直せば他のところと調整をしなくてはならないとか色々ありますので、それは何かの機会が良いかと思います。実態として、この自治基本条例の意味するところはそれほど変わらないと思いますので、今回において、これを改正すべきということまでは私は考えてはいません。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。星副委員長の指摘は、市民についてでしょうか。</p>
星副委員長	<p>先ほど石黒委員長の仰ったとおり、市民の定義のところや、そのあとにも市民という言葉がたくさん出てきて、この条例の所々で市民の捉え方が違ってくるということを、審議の内容を見ていて思いました。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。市民の定義の部分について、条例改正ということを経今回の提言に入れるということではない。ただ、色々疑問な点や、あいまいな点があるということは押さえて、それぞれの場所で誤解が生じないようにとか、解説書を改定するときには、そういうことも注意ながらやっていくということによろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
石黒委員長	<p>続いて、協働の定義について、先ほど協働の関係でも少し出ましたが、この定義についてはいかがでしょうか。</p> <p>認知度とか、中身をよく理解されていないというようなことが書かれていますが、それは先ほどの認知度のところで高川委員がご指摘された問題と連動してい</p>

<p>星副委員長</p>	<p>ると思いますし、この後の市民協働に関する条例のところでは、前の検討で条例化まではいかないということでコンセンサスが得られたかと思いますが、その条例に向けてというところでも、この協働というはということなのか、きちんと検討して確認していく必要がある。あるいは市民の理解を深めていく、広めていく、コンセンサスを育成していくということが重要だと思います。</p> <p>協働のことでちょっと教えていただきたいのですが、定義の第2条第5号の「協働 市民及び市がそれぞれの役割及び責任を理解し、尊重しながら協力して取り組むこと」と書いてあって、その下の市民自治の基本原則の第4条第2号では「市民参加・協働の原則 市民はまちづくりの主体としてまちづくりへの参加及び協働を進め、市はそれを尊重すること」と書いてあるのですが、上の協働の文言では、市は尊重しながら協力して取り組むと書いてある。しかし、下のところでは、尊重するだけで協力するという言葉を書いているのは、どのように理解したらいいのか分からないので、分かる方は教えてください。</p> <p>市民自治の方には、市民参加・協働の原則として、市民はまちづくりの主体と書いてある。それに対して、市は尊重するけれども、協力はしないのでしょうか。上では「尊重しながら協力して取り組む」と書いてあります。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>私が責任をもって答えるようなことではないとは思いますが、第2条第5号の協働についての定義で、互いに尊重しながら協力して取り組むことと言っています。つまり、協働とは尊重しながら協力して取り組むということです。</p> <p>そして第4条第2号の市民参加・協働の原則のところでは、「まちづくりへの参加及び協働を進め」という部分の「協働」に、互いに尊重しながら協力していくということが入っているわけです。</p>
<p>星副委員長</p>	<p>この「協働」に入っていて、市はそれを尊重するということですか。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>当然、そうなると思います。市民が参加し、協働を進めるときには、市も尊重し協力するということがセットになっている。定義と、その後も使われている言葉との関係でいくと、そういう理解になると思います。</p> <p>ただ、その後に尊重という言葉が出てきたので疑問に思ってしまったのかもしれませんが、この後ろの方の尊重というのは、参加という部分に重きを置いている。そこにはまだ協力や尊重という言葉が出てないと思われまますので。</p> <p>参加と協働をセットにしてしまっているために、そもそも協働は尊重し合っているのではないか、逆に協力はしないのかということになるかもしれませんが、協働はあくまでも尊重と協力がセットということです。</p> <p>では、なぜ第4条第2号で尊重をもう1つ入れているのか。それは、市民が参加していく時に、それを尊重しなければならないということを入れたがために、もう1回尊重という言葉が入っているのではないかという理解です。</p>
<p>藤本委員</p>	<p>私はこの条例を作ったときに全く関わっていなかったもので、これは想像でしかありませんし、成田委員がいらっしやればもっと詳しく専門家の意見をお聞きできたかと思うのですが、私の読み込み方での理解では、主語が市民だけだったら尊重という言葉が後ろに出てこない。たとえば、第3条は「市民一人ひとりが」</p>

	<p>というのが主語です。第2条第5号「市民及び市が」のように、どうやら市が出てくると尊重というのがセットで表現されているように思いますし、第4条第2項の「市民は、まちづくりの主体としてまちづくりへの参加及び協働」という部分で、あくまでも市民が主語の場合ではここで終わるのですが、市が出てくると尊重という言葉がぶら下がるというか、市民だけの話であれば尊重は使わない、市が出てくると尊重という言葉が極力使って表現しているように、区別しているように見受けられます。その理解が合っているかどうかはわかりませんが。</p> <p>ありがとうございます。なかなか難しいですが、星副委員長の質問の一番ポイントになるのは、ここに「協力」という言葉が入らなくていいのかということです。それは、協働の定義でも協力という言葉は入っていますので、第4条第2項の「協働を進め」には、それはお互いに尊重し、お互いに協力ということが、すでに入っているということではないでしょうか。</p> <p>何故もう一つ後ろに尊重と入れるのかということについては、少し引っかかるかもしれませんがご理解をいただくということで、そういった質問があったということはどこかに記録しておいていただいて、将来、全体の改正を考えるときには、このことも含めて検討していただくということで、ここでは進めるということにさせていただければと思います。</p> <p>他に協働の定義のところで、ここに指摘されていることは組み込むとして、十分理解されてないとか、中身がはっきりしていないところがあるとか、先ほどの認知度のところも合わせて。提言の報告書の文案を作るときには、認知度の部分とこの部分を切り離してという形ではなく、セット的に書く可能性は十分あります。それは、案を作って皆さんにご確認いただくときに、ご意見あれば出していただくとして、盛り込むべき内容として、ここに挙がっていること以外ないしここに挙がっていることについて、補則などはございますか。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>それでは、協働については第7章の条例の部分でまた関わってくるかもしれませんが、そのときこの部分も併せてご意見等出していただくことにします。</p> <p>続いて、第5条第2項についての部分ですが、こちらはよろしいでしょうか。</p> <p>議会基本条例だけでなく、他の色々な条例を作るときには、当然、自治基本条例を念頭に置いて制定されていますよね。たとえば市民参加条例は、まさに自治基本条例に基づいて制定されているわけです。</p> <p>この第5条関係はよろしいでしょうか。他に、特にはご意見も出ていなかったという形にはなっていますが、よろしいでしょうか。</p>
高川委員	<p>最高規範性ですね。先ほども言いましたが、市民自治の基本であり、法体系における地方自治法までの制度的な枠組みに対して、地域において、住民が主体となってまちづくりをするということを、法制的に定めた最高法規でありますので、それを確認しておきたい。</p>
石黒委員長	<p>先ほど、認知度のところで話が出ていた、自治基本条例とはそもそもどういうもので、どういうことで作られているのかという関係のところ、内容を盛り込</p>

	<p>むとときに、最高規範となっている辺りのことを含めて書くということですね。他にご意見等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>もし思い出した場合は、最後、全体の振り返りのときにご発言いただきたいと思います。</p> <p>続いて、3ページの第2章「市民」について。権利、責務、事業者の責務のところ。この責務については、星副委員長と成田委員の二人がご発言されましたが、市民の参加の障害になってしまう危険があるのではないのかということでした。</p> <p>こういったご指摘は、ある意味では条例を改正すべきではないかというご意見にも繋がり得るのですが、本日は成田委員がいらっしゃいませんが、どうでしょうか。条例改正ということを提言すべきかどうか。</p>
星副委員長	<p>成田委員はご欠席ですが、「責任を持つものとする」ではなく「努める」という努力条項のような書き方とするという提案も出していただいたので、解説でということになるのかもしれませんが、参加しやすいような言葉を選ぶということが必要になってくるのではないかと思います。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。少なくとも、解説等でこういった点について誤解を生じないように、今の解説がどうなっているかまでは確認しませんが、必要があれば変えるということ。それからパンフレットその他では、この趣旨を誤解されないようにということで対応していただきたい。</p> <p>成田委員がいらっしゃらないのでわからないのですが、星副委員長としては、現時点で条例改正の提言まではしなくてもいいということでもよろしいでしょうか。</p>
星副委員長	<p>はい。</p>
高川委員	<p>この表現について、私はこれで良いと思います。この条例自体が、市民は積極的に主体的に行政に関わる活動をして、より良いまちづくりをしましょう。行政は行政でしっかりやりますという趣旨です。</p> <p>それは、この後に総合計画や財政運営、情報公開、個人情報保護、行政手続、市民参加など、そういうことを定めて、市としてしっかりとやっていきますと言っている。</p> <p>それに対するものとしての市民の責務ということを見ると、これはこれでいいのではないかと思います。行政はしっかりやります、市民もしっかりするようにしてくださいという、そういった趣旨の条文だと思います。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。江別市での制定過程ではどのような議論だったのかということは把握しておりませんが、他の市での議論でも二種類あって、人によっては責務ではなく義務にするべきという意見もあり、他方で義務や責務といった言葉を入れること自体がおかしい、憲法が権力の根拠づけとともに権力を制限するもので、そもそも国民の義務ということ自体が合わないといった意見など、</p>

	<p>色々な意見がぶつかって、そういう中で責務という言葉、成田委員はもう少し弱く「努める」程度とすることも検討してはどうかという意見ですが、妥協の産物と言いますか、調整された結果として責務となっていることが多い。</p> <p>ただ、危惧されているように、そう簡単に参加はできないとか、無責任なことはもちろんできませんが、より高いレベルを要求されるのではないかと感じて二の足を踏んでしまうというようなことになっては、条例の趣旨にも反してしまいます。そういった誤解が生じないように、解説やパンフレット等では注意していただきたい。</p> <p>今回、成田委員のご意見をお聞きできないので、改正が必要だというご意見なのかもしれませんが、今のところは、条例改正までは提言しないが、市民参加が阻害されることのないよう、誤解を生じないよう説明等を工夫していくことが必要であるといった内容のことを記載するというところでよろしいでしょうか。</p>
各委員	了
石黒委員長	<p>それでは、次の第3章「議会及び議員」に入ります。ここでも星副委員長の意見があり、私の意見もありますが、やや文脈がずれている気がします、「現在の表現では「市民＝選挙権を持つ者」という誤解を生じる可能性がある」となっていますが、そこまでの強い意見ではないと自分では感じています。</p> <p>星副委員長はいかがでしょうか。</p>
星副委員長	<p>解説書7ページに「市の重要な意思決定は、市民に選出された議員からなる議会で決定されます」と書いてあり、ここでの「市民」の使われ方であれば有権者ということになると考え、おそらく、かなり前のことなのでおそらくですが、「選挙権のある市民」として意味を明確にするべきと発言したのだと思います。</p> <p>しかし、議員を決めるときだけの市民になるのかと、今よく読むとそう思います。今では緩やかな気持ちで、市民という言葉は色々な場面で使われているので、ここでは選挙権のある市民で、他のところでは江別で働く人や小学生なども市民に入るということになるという見方でいます。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。第1回の星副委員長の意見の意味はよく分かりました。どちらかという、解説が大きな問題を発しているという感じです。条文には市民により選出されたとは書いていないが、解説にはそう書いてあるため疑義を生んでいる。</p> <p>しかし、おそらく第9条3行目の「市民の意思を政策形成に反映させるものとする」というのは、選挙権のある市民に限ってはいないのではないかと思います。</p> <p>そういう意味では、先ほどのご発言のように、同じ市民でも場面によって色々な意味になるということです。</p>
星副委員長	市民の前に「色々な市民がいますが」という前置きをするのはどうでしょうか。
石黒委員長	これだけのために解説書の改訂版を作れという趣旨ではありませんが、改訂版を作るときには、そういったことも併せて可能な限りで工夫していただきたいという程度の指摘として受け取っていただきたい。

	<p>他にご意見等ございませんか。もう少し議会のことについてもチェックすべきだという指摘もあったと思いますが、議会のことは議会でしっかりやってくださいということで、実際に議会基本条例を制定して、だんだんと進めているとは思いますが、その中身についてここでチェックして指摘するというのは、市長に提出するものなので、なかなか難しい部分があるということです。</p> <p>議会及び議員は自治基本条例の趣旨に沿って、適正に、誠実に職務を果たしていただきたいといったようなことを書くのも余計な気がします。</p> <p>他にご意見等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>それでは第4章に進みます。まず「信託」という言葉について、高川委員の指摘ですが、これは先ほど認知度のところで言っていた内容と繋がる形で問題があるという指摘があり、将来的に改正が検討されるときには、この部分についても検討すべきという趣旨で、今回、改正を提言するという意見ではないと受け取ってよろしいでしょうか。</p>
高川委員	<p>第11条の条文で「市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として」となっているのですが、この条例での市民というのは市外の人も含むのですが、「市民から信託を受けた本市の代表者」という言い方になると、市外の人代表者なのかということになり、それはどうなのかという意見だったかと思います。</p> <p>市民に信託という表現を結びつけると、どうしても選挙で選ばれたという意味になると思います。第9条の議会のところの解説では「市民に選出された議員からなる議会で決定されます」となっていますが、市民に選出されたというのは、選挙権を有しない人からも選出されたということの整合性についてどうなのかという発言だったと思います。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。先ほどの星副委員長の指摘や、もともと市民の定義のところに出ていたことにも繋がることで、そういった意味では全体に関わってくることで、大きな改正のときに全体の整合性も含めて、再度「市民」や「信託」について検討する必要がある。しかし、今回は改正までは提言しないということで、ここについてはよろしいでしょうか。</p>
高川委員	<p>これに繋げてもう少し話をさせていただきますが、私の発言の中で、他の主な市では「市長は本市の代表者として」と表現していると書いてあります。他の市を見てみると、江別市の場合は「市民から信託を受けた本市の代表者」ですが、他の市では、単に「市長は本市の代表者」と表現されているということで、「信託を受けた」というのは不要だろうという趣旨になります。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。整合性、その他の視点で気になる点を挙げて、将来の改正のときには、それも含めてしっかりと検討して改正にあたるべきだということで、今回で改正を求めることはしないということで対応させていただきたいと思います。</p> <p>続いて、第12条の「職員の能力向上」について、こちらはいかがでしょうか。</p>



<p>石黒委員長</p>	<p>高川委員と私の意見が挙がっていますが、他にご意見等ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、ここに挙がっているような内容をまとめた文章案を作って皆さんに確認していただくという方向で進めたいと思います。</p> <p>続いて、第5章「行政運営」について、「危機管理・防災」では挙がっていませんが、情報共有のところで藤本委員がここにも関わることを指摘されていたと思います。提言書を作成する際は、別々にではなく、結びついた形で記載するということはあるかもしれません。</p> <p>その他、第5章についてご意見等ございませんか。</p>
<p>高川委員</p>	<p>第14条「財政運営」について、第5章は「行政運営」ということで、先ほどもお話ししましたが、市民は市民として主体的に行政に関わってまちづくりをしましょうというのが条例の構成上の話です。行政は行政で、事務事業については総合計画を作ってしっかりとやる。財政運営も、市民に不安を与えることなく、健全な財政運営をする。以下、危機管理もしっかりやる。行政手続もやる。というように、市はこのようにきちんとやります、だから市民も協力願いますという趣旨の条文だと思います。</p> <p>江別市の場合、財政運営は今まできちんと健全性を保ちながらやってきたと言えると思いますが、財政運営上、大きな課題や長期的な懸案となるような課題が出てくることもあるかと思っています。そうなったときに、市民の協力が必要となることが出てくるかと思っていますので、市民の理解と協力を得ながら、引き続き財政運営をしっかりやっていただきたいということです。</p> <p>行財政運営について、どの程度踏み込んでいいかは分かりませんが、この条文の構成の中で、「市はしっかりとやります」という部分ですので、そこのところをお話しておきたいと思っています。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございます。財政運営の意見等は出ていませんが、第14条について、市民の理解を得られるような形で健全な財政運営に努めてもらいたいということです。</p> <p>他にご意見等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>それでは第6章ですが、意見が4つ挙がっています。先ほどお話しした「災害時の情報共有について」は、場合によっては「危機管理・防災」と併せた形でまとめるということがあるかもしれません。</p> <p>内容として、補足、修正、追加等がありましたらお願いします。</p>
<p>高川委員</p>	<p>第23条「個人情報の保護」について、資料として個人情報保護条例をいただきましたが、この条例自体は保護法益と言いますか、個人情報を保護すること、適正な管理をすることが法益ではないかと思っています。それを実現するために、情報の収集、保管、提供、処分や、自己情報の開示請求権といったことが入</p>

	<p>ってくるわけです。</p> <p>そのなかで注意しなければならないのは、情報の保管という部分です。情報が紙ではなく、条文的に言えば電算処理された情報、コンピュータに入っているデータということですが、今期の検討委員会において、その保管に気を付けたほうがいい、そういう時代であるということを挙げたい。</p> <p>データを色々な部署や他のシステムと共有するような場合、今回の新型コロナについてもそうかもしれませんが、データを皆で共有することになっていく。そうせざるを得ないという状況ですけれども、そういったときに、誰かに情報を盗まれる等の危険性はないわけではない。</p> <p>市の情報管理、セキュリティ対策は十分に行われているとは思いますが、こういった時代でもありますので、情報の保管の部分が重要視されるべき時ではないかと思います。</p> <p>先ほど法益の話をしました。保護法益として浮かぶのは適正な管理ということですが、それを実現するための保管や提供、処分といった部分がとても大事になってきている。条例を作った時点の、紙での情報管理を前提とした個人情報保護なので、時代的に注意しなければならないということです。データ化された情報の保管について、十分な対応が必要だということで述べさせていただきました。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。新しい技術の進展に伴って、新しい形の保管、管理に注意しなければならないということです。</p> <p>他にご意見等ございませんか。</p>
藤本委員	<p>6ページ一番上の自分の発言を読み返して改めて感じたことですが、この検討委員会の中では、今後こうした方がいい、こうすべきだという意見、貴重な意見がたくさんありました。それに加えて、成果が上がってきているとか、取り組みが効果として表れてきているということも、私を含め、他の委員からも色々出ていたはずですが。</p> <p>ですから、提言書を取りまとめるときには、あまり遠慮せずに、今までの議事録を読み返していただき、各委員からきちんと評価を受けたことは、自信を持って記載していいのではないかと感じていますし、頑張ってきたことは頑張ったと委員会でも認識しているので、そこはあまり遠慮しないようお願いします。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。そういうことは、市としては書きにくいところもあるとは思いますが、これを評価し、それをさらに進めてほしいということにもなるので、そういったことも挙げたほうがいいですね。</p> <p>他にご意見等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>それでは第7章に進みたいと思います。まず第24条について、ご意見等ございませんか。</p>

藤本委員	<p>市民参加の推進に関して、この委員会でも色々な方から意見が出ましたが、重要なポイントの一つは、7ページの一冊下の、先ほどの市民参加・市民協働とも繋がりますが、あえて「市民参加」とか「市民協働」と言われてしまうと、そんなことはやってないと思ってしまう市民も多いのでしょうか、実は自治会活動や、まちづくり的なイベントの手伝い等も含め、石黒委員長が仰っていた「自覚がなくても、実は参加していたという事例はたくさんある」ということについて、これも市民参加です、これも市民協働の一つです、そういったことがきちんと伝わるように、条文をいじるということではなく、解説書の中でもう少し分かりやすく例を挙げてもいいのではないかと思います。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。そういったことによって、皆さんも指摘されていましたが、参加しやすくなるとか、ハードルや敷居が下がるということに繋がると思っています。</p> <p>他にご意見等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>それでは、ここに挙がっていることをまとめた形で文案を作り、皆さんに確認してもらおうという形といたします。なお、ここについては、条例を改正するという内容の指摘はなかったと思います。</p> <p>続いて第25条について、こちら先ほどの協働の定義や認知度のところで出た話と連動してくると思います。</p> <p>確認ですが、第4項では「別に条例で定める」としてありますが、現在のところ条例はない。だからといって、条例を作るべきだとは言えない。そういった内容の提言になるというのはよろしいですね。</p> <p>(異議なし)</p>
石黒委員長	<p>まだ機が熟していないということですが、それではどういことが必要になってくるかということ、そして先ほどの認知度や協働についての理解といったことと合わせて、ここに書かれているようなことについても取り組みを進めていく必要があります、そのときには注意が必要だということを提言することになると思います。</p> <p>その他、ここに挙がっていないけれども、こういったこともあるのではないかと、この表現内容はどうなのかということも含め、ご意見等ありましたらご発言願います。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>それでは、前回までの検討内容についてはここまでということで、一通り確認してきましたが、全体を通してご意見等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>

石黒委員長	<p>それでは、先ほども言いましたが、ここに挙がっている内容に基づいて、提言書の文案を作り、皆さんに確認、検討をいただき、承認を得られた内容で提言するということとなります。</p> <p>また、ここに挙がっている意見の一覧は、提言書の後に続く資料としてそのまま載せることを予定しています。</p> <p>確認ですが、本日の検討部分についてはどのようにする予定でしょうか。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>本日の部分につきましては、この一覧に追加する形で組み込ませていただきます。その中で、提言に加えるべきご意見は、提言書の案の中に入れてたいと考えております。</p>
石黒委員長	<p>今回と同じような資料を作成して、それを皆さんに見ていただいて意見等を出していただき、それを踏まえて文案を作るということです。そして全体としての提言書案となったものを確認していただくということですね。そういった形で進めてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
石黒委員長	<p>それでは、次第3「その他」に入ります。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (田中主査)	<p>今後のスケジュールにつきまして、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、委員会の開催が大幅に遅れましたことから、前回3月にお渡ししたスケジュールにも変更が生じております。</p> <p>委員の任期も延長している中で、皆様には相当なご負担をお掛けしておりますことから、できるだけ早期に委員会を終了することができるよう、当初の第6回委員会で予定しておりました「提言の概要」については、会議の中でもではなく、書面により確認していただく形をお願いしたいと思います。</p> <p>今回を含めたこれまでのご意見をまとめ、提言書の骨子案を作成し、7月中に皆様へ郵送してご意見を伺う予定です。</p> <p>その後、8月上旬に最後となる第6回委員会を開催し、提言書の原案についてご確認いただいたうえで提言書を完成させ、8月末に市長へ提言書の手交を行うという流れで考えております。</p> <p>なお、最後の第6回委員会の開催形式につきましては、事務局としましては書面による開催を前提に検討しておりますが、いかがでしょうか。</p>
石黒委員長	<p>再度確認ですが、本日の部分は、当日資料として出ている審議の概要と同じようなものを作り、郵送して確認していただく。それを受けて、前回までの部分と本日議論していただいたい部分を合わせて、それに基づいて文案を作り、それを皆さんにお諮りする。それを第6回の委員会で行うけれども、集まるのではなく書面によって確認してもらい、意見を出してもらおうという形で行いたいという提案ということよろしいですか。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>本日出たご意見と今までに出た全ての意見から、まず提言書の骨子案を作成し、7月中に書面でお送りしますので、まずはそれを確認していただきます。提</p>

	<p>言書の骨子案はイメージ的なもので、どういった意見を盛り込むかというものは全て入れますので、その中で表現や不足している事項があれば意見をいただいて、そのご意見を踏まえて提言書の原案を作成し、第6回を書面開催する際にお示ししたいと考えています。</p> <p>そして、その場で意見をいただいて、若干直すところがあれば直しますし、修正がなければそのままということで完成させ、8月の末に市長に手交したいと考えております。</p>
藤本委員	<p>そうすると、今後は対面で集まって協議する機会は想定しておらず、最後は全員が参加するかどうかは分かりませんが、市長に手交するという事は予定しているという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>各委員のご意見にもよりますが、事務局ではそう考えております。ただ、委員会のほうで第6回を対面で行ったほうが良いという判断でしたら、これまでと同様、集まって開催したいと考えています。</p>
石黒委員長	<p>第6回を集まって行うか、書面上で行うか、それはひとまず置いて、その前の部分はよろしいでしょうか。7月中に骨子案を作って確認してもらおう。そのうえで提言書案を作る。その提言書案を検討するのが第6回だということです。</p> <p>その第6回を集まって行うかどうか、ここで決めてくださいということです。まずは、集まるかどうかを決める前の段階について質問等ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>それでは、第6回を集まって行うか、事務局提案のとおり書面で行うかについて、ご意見等ございますか。</p>
藤本委員	<p>私は、日程的に可能であれば、集まったほうが良いとは感じています。メールや文書でご意見をくださいという形になってしまうと、フィードバックする情報量に各委員で偏りがあるでしょうし、たとえば私が5千字分書いて、高川委員が100文字で書いたとして、それがどのように反映されるのかということに関して、他の委員がどういう意見を出したかも分からず、自分の提示した意見が会議体としてどう理解されたのかというニュアンスも分からず、事務局にお任せというのは、我々として無責任ではないかという気がしていますので、物理的に集まらないというのであれば別ですが、基本は対面開催を前提として調整していただくのがよろしいかと思えます。</p>
星副委員長	<p>私も同じ考えです。やはりメールや文章だけで見ていると、言った意見に対して何かあって、さらにまた、という会議形式の意見交換ができないと思えます。</p> <p>皆さんお忙しくてなかなか調整が取れない中、また、コロナがどうなるか分からない中ですが、できればこうやって対面で、責任を持った発言をしながら進めていくのが良いと思えます。</p>
高川委員	<p>私もそれでいいと思えます。</p>

石黒委員長	<p>他の方はよろしいでしょうか。もちろん遠慮せず、多数相手に言えないということではなく、ご事情がおありの方がいらっしゃれば。</p>
藤田委員	<p>提言書の骨子案を7月中に発送して、それをじっくり読んで、それに対して意見を言って、それをまとめたものを第6回委員会で検討するということですよ。第6回を対面で行うという時点では、ほとんど完成に近い形で出来上がっているということではないでしょうか。それを最後の第6回で、ほぼ完成している提言書を確認するのは、やはり対面のほうが良いという認識です。</p>
石黒委員長	<p>案としては、まず骨子案を作って皆さんの意見をいただいたうえで、それを踏まえて提言書の原案を作る方としては、これでどうでしょうかというものになります。そういう意味では、ほぼ完成しているというのはその通りですが、ほぼ完成と言っても事務局側の完成意識であって、委員の皆さんからすれば、これは駄目というようなことは十分あると思います。ただ、形はほぼ完成というのは、その通りです。</p> <p>そして、藤田委員も集まったほうが良いという意見ですね。もう圧倒的多数になっていますが、遠隔地の方は集まるのが大変ということも伺っています。無理な場合は、今回のように全員集まれないという可能性もあります。場合によっては、来られない人はオンラインという方法も考えられますが、他のお二人は言いにくいかもしれませんが、集まるということによろしいですか。</p>
瀬尾委員・吉原委員	<p>了</p>
石黒委員長	<p>事務局、全員一致ということです。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>委員の皆さんのご意見がありましたので、第6回は対面で開催したいと思いません。</p>
事務局 (金子部長)	<p>非常にありがたいご意見に感謝いたします。事務局としては、ただでさえ任期を延長してお付き合いいただいているという心苦しさもあり、なんとかご足労をお願いする機会を少なくしたほうがいいのかという気持ちからの提案でした。</p> <p>実はコロナの関係で、各種審議会は昨年から書面で済むものは書面で行っている実績が多くあります。しかし、この自治基本条例検討委員会に関しては、できるだけ対面で最後まで行いたいと考えた結果、延長をお願いしたという状況になっております。</p> <p>市議会の委員会の中でも、検討委員会のスケジュールについて書面で行うことになるのかという質問が出ました。最高規範である自治基本条例ですから、まさか書面ということはないだろう、おそらく暗にそういった意味の質問だったと思いますが、少なくとも条文の最後までは、しっかり対面で行うという意識でここまでやってきました。</p> <p>皆さんお忙しい中で、最後まで対面で行っていただけるということなので、我々としては喜んで日時を設定させていただき、どのような形になるか分かりま</p>

<p>石黒委員長</p>	<p>せんけれども、できるだけ多くの方に参加していただき、最後は皆さん揃って市長に提言書を渡していただきたいと思いますし、それについては時期にこだわらず、少しくらい遅れたとしても、そういった機会を作りたいと考えております。</p> <p>それでは、次回はまず骨子案を事前に確認していただき、そのご意見等に基づいて提言書案を作り、第6回で集まっていただくということにします。</p> <p>その他について、他にご意見等ございますか。</p> <p>(なし)</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>それでは、これをもちまして第5回江別市自治基本条例検討委員会を閉会いたします。残りあと1回、お忙しい中ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。本日は長時間に渡りありがとうございました。</p>